

公募型プロポーザルに係る手続き開始の掲示（役務提供等）

下水道展'25大阪におけるJSブースの企画制作等一式業務

標記について、希望者は下記要領により参加表明書及び技術資料を提出されたく公募する。

記

1. 掲 示 日 令和7年2月14日
2. 掲示責任者 日本下水道事業団 契約職 経営企画部長 笠谷 雅也
3. 担 当 部 署 住所 〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目31番27号湯島台ビル  
日本下水道事業団 経営企画部会計課 電話 03-6892-2008  
(業務担当部署) 経営企画部広報課 電話 03-6892-2006
  
4. 業務の概要
  - (1) 業務名 下水道展'25大阪におけるJSブースの企画制作等一式業務
  - (2) 業務場所 大阪市・インテックス大阪日本下水道事業団ブース及び受注者所在地
  - (3) 業務内容 下水道展'25大阪におけるJSブースの企画制作等一式
  - (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで
  
5. 参加表明書、技術提案書の作成及び提出
  - (1) 参加表明書作成要領の交付
    - ① 交付期間 令和7年2月14日（金）から令和7年2月21日（金）までの土曜日、日曜日、祝日の期間を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。
    - ② 交付場所  
日本下水道事業団 経営企画部会計課 辻村、須藤  
住所 〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル7階  
電話 03-6892-2008
  - (2) 参加表明書の提出方法
    - ① 受付期間 令和7年2月14日（金）から令和7年2月21日（金）までの土曜日、日曜日、祝日の期間を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。
    - ② 受付場所 交付場所に同じ
    - ③ 提出方法 持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (3) 技術提案書の提出方法
    - ① 受付期間 令和7年2月26日（水）から令和7年3月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時

まで及び午後1時から午後4時まで。

- ② 受付場所 交付場所に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) ヒアリング日

- ① 実施日時 令和7年3月19日(水) 予定
- ② 実施場所 日本下水道事業団本社

6. 技術資料、技術提案書の提出を求める対象者の範囲及び審査

(1) 技術資料の提出者に要求される資格等

- ① 日本下水道事業団における物品購入等競争参加資格業者として物品購入等競争参加者の選定等に関する達(平成7年12月4日付達第23号。以下「達」という。)に基づく令和4・5・6年度の「役務の提供」のうち「ハ 映画・ビデオ制作、広告、企画、広報、催事運営」(A又はB等級)として認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)手続開始の掲示時において当該資格の認定を受けていない者については、技術提案書の提出までに当該資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていること。

② 本業務と同種・類似業務の受注実績があること

(ア) 平成30年度以降に、公益社団法人日本下水道協会が主催する下水道展において、国、地方公共団体又は日本下水道事業団における8小間(72㎡)以上及び6小間(54㎡)以上8小間(72㎡)未満の展示ブース企画制作等の業務実績があること。

(イ) (ア)の実績が無い場合であって、下水道展以外の展示会において8小間(72㎡)以上12小間(108㎡)未満の展示ブース企画制作等の業務実績があること。

③ 事業団から「工事請負契約等に係る指名停止等取扱要領」(昭和59年7月2日付経契発第13号。)に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 次に掲げる項目に従い、技術資料を作成し、提出された参加表明書を審査する。

- ① 平成30年度以降の同種・類似業務の実績
- ② 当該業務の実施体制(配置予定技術者の特定)
- ③ 業務完了までのスケジュール

(3) 次に掲げる項目に従い、提出された技術提案書を評価する。

① ブースデザインの提案

JSへの知識・事業内容に対する理解度

ブースデザインがJSのイメージアップを期待できるデザインか。

パンフレットの展示方法が手に取りやすく誘客本位の展示方法であること

下水道展での利用のほか、地方開催での展示会等でも使用できる展示用備品を提案しているか。

② パネルデザインの提案

展示テーマ、アピールポイントが盛り込まれ、来訪者にわかりやすいデザインか。

③ 展示物の提案（パネル以外）

動画、模型、ジオラマ、タッチパネル、AR など目玉となる展示を提案する

④ ノベルティ

仕様書等により把握したペルソナ等を踏まえた提案か（購入は別途契約で、本契約には含まない。）

⑤ その他充実提案

J S への興味を喚起する提案となっているか

7. 技術提案書提出者の選定及び非選定並びに技術提案書の特定及び非特定に対する理由説明等

- (1) 技術提案書の提出者は、参加表明書の審査結果に基づき選定する。
- (2) 技術提案書の提出者の通知は、書面により行う。
- (3) 技術提案書は、別途、提出者において説明する。
- (4) 技術提案書の審査結果に基づき、技術的に最適な技術提案書を特定する。
- (5) 特定した技術提案書の提出者への通知は、書面により行う。
- (6) 当該業務について選定又は特定しなかった者に対しては、書面により非選定及び非特定理由を通知する。

8. 苦情申し立て

本手続きにおける指名業者の選定その他の手続きに不服のあるものは、日本下水道事業団契約職経営企画部長に対して苦情申し立てを行うことができる。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術資料及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術資料及び技術提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された技術資料は、返却しない。
- (5) 特定しなかった技術提案書は、希望があれば提出者に返却する。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は3担当部署に同じ。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、参加表明書及び技術提案書の差し替えを認めない。
- (9) 技術資料及び技術提案書に記された事項に、虚偽があった場合には、当該業務の落札者となった場合にも契約しないことがある。また、指名停止等の措置を行うことがある。